

医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格を行う体制を整備し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行っています。

また、それらの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

これに伴い、国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数*を算定しています。

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

*医療情報取得加算

（「患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」医科点数表より抜粋）

- －初診時 1点
- －再診時 1点（3ヶ月に1回）

令和7年2月

泉大津市立周産期小児医療センター